

リアリスティック一発合格松本基礎講座ガイダンス

リアリスティックなら 今からでも間に合う！？

レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

1 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

【10/10 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	41 日	10/10 ~ 11/19
不動産登記法	20 回	60 時間	31 日	11/20 ~ 12/20
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	59 日	12/21 ~ 2/17
不動産登記法 (記述式)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	23 日	2/18 ~ 3/11
商業登記法 (記述式)	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	10 日	3/12 ~ 3/21
刑法	7 回	21 時間	13 日	3/22 ~ 4/3
憲法	6 回	18 時間	12 日	4/4 ~ 4/15
合計	121 回	363 時間	189 日	

→ 「週 4.48 コマ」 ペース

【10/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	38 日	10/20 ~ 11/26
不動産登記法	20 回	60 時間	30 日	11/27 ~ 12/26
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	56 日	12/27 ~ 2/20
不動産登記法 (記述式)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	22 日	2/21 ~ 3/13
商業登記法 (記述式)	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	9 日	3/14 ~ 3/22
刑法	7 回	21 時間	13 日	3/23 ~ 4/4
憲法	6 回	18 時間	11 日	4/5 ~ 4/15
合計	121 回	363 時間	179 日	

→ 「週 4.73 コマ」 ペース

【11/1 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	36 日	11/1 ~ 12/6
不動産登記法	20 回	60 時間	28 日	12/7 ~ 1/3
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	52 日	1/4 ~ 2/24
不動産登記法 (記述式)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	20 日	2/25 ~ 3/15
商業登記法 (記述式)	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	9 日	3/16 ~ 3/24
刑法	7 回	21 時間	12 日	3/25 ~ 4/5
憲法	6 回	18 時間	10 日	4/6 ~ 4/15
合計	121 回	363 時間	167 日	

→ 「週 5.07 コマ」 ペース

【11/10 スタート】

科目	講義回数	講義時間数 (h)	初回インプット 割当日数	インプット期間の目安
民法	26 回	78 時間	34 日	11/10 ~ 12/13
不動産登記法	20 回	60 時間	26 日	12/14 ~ 1/8
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	50 日	1/9 ~ 2/27
不動産登記法 (記述式)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法 ・民事保全法	12 回	36 時間	19 日	2/28 ~ 3/17
商業登記法 (記述式)	7 回	21 時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	8 日	3/18 ~ 3/25
刑法	7 回	21 時間	11 日	3/26 ~ 4/5
憲法	6 回	18 時間	10 日	4/6 ~ 4/15
合計	121 回	363 時間	158 日	

→ 「週 5.36 コマ」 ペース

2 この講座なら間に合う理由① —理由の豊富さ

ex1. 株主総会議事録は、署名や押印は必須の要件とはされていない。

取締役会は、決議に参加した取締役であって異議をとどめない者は決議に賛成したものと推定される規定があるが(会社法 369 条 5 項), 株主総会にはこのような規定がないため。

(『Realistic Text 会社法・商業登記法 I』 P325~326)

ex2. 役員等は、登記記録には就任年月日が登記されるが、任期の起算点は、「選任日」である(会社法 332 条 1 項, 334 条, 336 条 1 項, 338 条 1 項, 402 条 7 項)。

株式会社と役員等との関係は委任関係であるため(会社法 330 条, 402 条 3 項), 役員等がその地位に就くのは就任承諾があった日(就任日)である。よって、就任年月日が登記される。

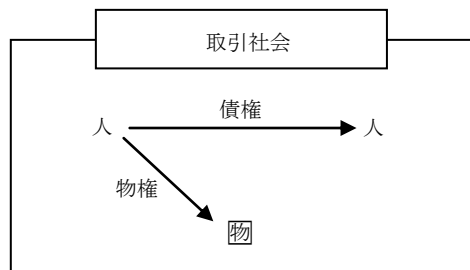
しかし、任期の就任日を選任日としてしまうと、就任承諾をする者の意思で任期の起算点を遅らせることができしまい、株式会社の意図とズレてしまう可能性があるため選任日が起算点とされている。

3 この講座なら間に合う理由② — 「基本」をきちんと理解できる講座

基本

1. 「民法からみた社会」から不動産登記法・不動産登記（記述）までを一貫して理解する

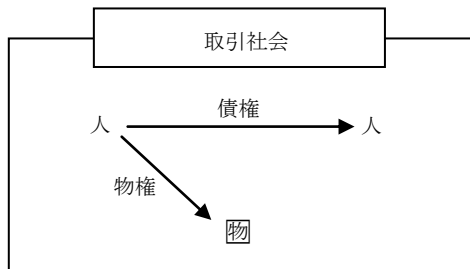
【民法からみた社会】



取引社会の主体（メンバー）は「人」であり、客体が「物」としてとしました。そして、権利を「物権」（人が有する物に対する権利）と「債権」（特定の人が、特定の人に対して、特定の行為をすること〔またはしないこと〕を請求できる権利）の2つに分け、この2つの権利で取引社会を規定できると考えたのです。

【不動産登記は何のためにあるか】

不動産登記は、権利変動を公示するためにあります。



そのため、住所の移転が数回にわたり、その結果、現在の住所が登記記録上の住所と同一となった場合には、登記名義人の住所の変更登記は申請する必要がありません（登研 379P.91）。

【不動産登記（記述）の問題でまず検討すべき事項】

登記記録の権利関係を確認した後に、別紙（契約書など）の以下の3点のみを確認します。

- ① 別紙の題名
- ② 当事者
- ③ 不動産の表示

別紙 5

売買契約書

平成 26 年 6 月 4 日

【本店の記載は省略】 売主(甲) A株式会社 代表取締役 C 印
【住所の記載は省略】 売主(乙) B 印
【本店の記載は省略】 買主(丙) D株式会社 代表取締役 F 印

売主A株式会社(以下「甲」という。)及び同B(以下「乙」という。)並びに買主D株式会社(以下「丙」という。)は、以下のとおり契約を締結した。

第 1 条 甲及び乙は、「不動産の表示」記載の不動産(以下「本物件」という。)を丙に売り渡し、丙はこれを買受けた。

第 2 条 前条の売買の代金は、金 3 億円とする。

第 3 条 丙は、前条の代金の全額を甲及び乙に提供し、甲及び乙はこれを受領した。

第 4 条 本物件の所有権は本契約時に丙に移転し、甲及び乙は遅滞なく本物件を丙に引き渡す。

第 5 条 甲及び乙は、丙に対し、本物件の所有権の移転の登記の申請に必要な書類を引き渡す。

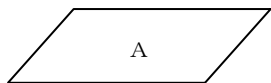
第 6 条 甲及び乙は、本物件について、本契約に基づく所有権の移転の登記を申請する前に、その責任と負担において、担保権、用益権等、丙の完全な所有権の行使を阻害する一切の負担を除去するものとし、その担保権、用益権等が登記されているときは、その登記を抹消しなければならない。

【中略】

不動産の表示 横浜市鶴見区新町二丁目 311 番 1 宅地 1600・00 平方メートル

2. 「不動産の一部」と「所有権の一部」

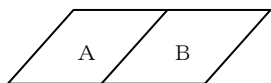
【不動産の一部】



物理的なハナシ



AがBに不動産の一部を売却した。

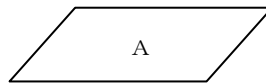


この図はあくまで物理的なものである。この土地が 60 m²だった場合、「Aが西側 30 m², Bが東側 30 m²を所有している」ということである。

(登記の可否)

- ・不動産の一部を売却した場合、分筆（分割）の登記をしない限り、その登記をすることはできない。
- ・不動産の一部について抵当権設定の登記をすることはできない(明 32. 12. 22 民刑 2080)。

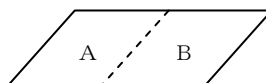
【所有権の一部】



観念的なハナシ



AがBに所有権の一部を売却した。



この図はあくまで観念的なものである。この土地が 60 m²だった場合、「Aが西側 30 m², Bが東側 30 m²を所有している」ということではない。A・Bそれぞれが、60 m²すべてを使うことができるのであって（ただし、その所有者が2名いる）、西側 30 m²などを所有しているわけではない。

(登記の可否)

- ・所有権の一部を売却した場合、所有権一部移転の登記をすることができる。
- ・同一人物が数回に分けて持分を取得している場合、所有権の一部について抵当権を設定することができる(昭 58. 4. 4 民 3. 2252)。

東京都中央区中央二丁目 5-2 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)	調整	平成 4 年 9 月 22 日	不動産番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	中央区中央二丁目			余白
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその日付 [登記の日付]
5 番 2	宅地	330	30	
余白	余白	余白		昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 4 年 9 月 22 日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和 60 年 3 月 30 日 第 330 号	原因 昭和 60 年 3 月 30 日売買 所有者 東京都江戸川区西町三丁目 3 番 1 号 A
	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 4 年 9 月 22 日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成 24 年 12 月 1 日 第 1202 号	原因 平成 24 年 12 月 1 日金銭消費貸借同日設定 債権額 金 5000 万円 利息 年 7% 債務者 東京都江戸川区西町三丁目 3 番 1 号 A 抵当権者 東京都中央区西橋一丁目 2 番 3 号 C

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 28 年 6 月 15 日

〇〇法務局

登記官 東京太郎 印

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 この講座なら間に合う理由③ — 「思い出し方」を提供する講座

思い出し方

【Realistic rule】

占有に関する主張期間の起算点が、「知った時から」となることはありません。

(『Realistic Text 民法 I』P204)

民法 193 条 (盗品又は遺失物の回復)

前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から2年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

民法 195 条 (動物の占有による権利の取得)

家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時から1箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかったときは、その動物について行使する権利を取得する。

民法 201 条 (占有の訴えの提起期間)

- 1 占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後1年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害を生じた場合において、その工事に着手した時から1年を経過し、又はその工事が完成したときは、これを提起することができない。

民法 201 条 (占有の訴えの提起期間)

- 2 占有保全の訴えは、妨害の危険の存する間は、提起することができる。この場合において、工事により占有物に損害を生ずるおそれがあるときは、前項ただし書の規定を準用する。

民法 201 条 (占有の訴えの提起期間)

- 3 占有回収の訴えは、占有を奪われた時から1年以内に提起しなければならない。

【Realistic rule】

- ①「**抵当権者が登記権利者、抵当権設定者が登記義務者**」の共同申請によって申請します。
- ②「**登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報**」を添付情報として提供することを要しません。



常に付記登記で登記されます。

- ③申請書または委任状に署名すれば、記名押印する必要はなく、印鑑証明書を提出する必要もありません。
- ④登録免許税は不動産 1 個につき 1000 円です。

(『Realistic Text 不動産登記法 II』P44)

22-22-ウ

抵当権の債務者の相続による変更の登記の申請は、登記名義人が単独でする申請する。
(×)

オリジナル

債務者の数が減少する抵当権の債務者の変更の登記は抵当権者に不利益な登記であるから、抵当権設定者を登記権利者、抵当権者を登記義務者として申請する。
(×)

19-18-エ

抵当権の債務者の変更の登記を申請するときは、登記上利害関係を有する第三者の承諾を証する情報を添付情報として提供することを要しない。
(○)

6-22-3

A名義の第1順位の抵当権及びB名義の第2順位の抵当権の設定登記がされているときは、Bの承諾書を申請書に添付しなければ、免責的債務引受によるAの抵当権の債務者の変更の登記を申請することはできない。
(×)

18-23-イ

不動産の所有権を目的とする抵当権の設定の登記がされている場合において、書面を提出する方法により、債務者を変更する抵当権の変更の登記を申請するときは、抵当権設定者の印鑑に関する証明書の添付を要しない。

(○)

12-18-3

債務者を交替する更改契約に基づく新債務担保のための変更の登記を書面申請により申請する場合において、所有権登記名義人が登記義務者となるときは、申請書にその者の印鑑証明書を添付しなければならない。

(×)

12-27-ア

免責の債務引受契約によって所有権登記名義人であるAが債務者となる抵当権変更の登記を書面を提出する方法により申請する場合、申請書にはAの印鑑証明書を添付しなければならない。

(×)

※以下の講義も視聴して判断してください。

- ・民法の全体像（ガイダンス⑤⑥）
- ・会社法の全体像（ガイダンス⑦⑧）
- ・民法第1回講義
- ・不動産登記法第1回講義
- ・会社法・商業登記法第1回講義

【視聴方法】

- ・リアリスティック司法書士試験／担当ガイダンス
<http://shihousyoshi.sakura.ne.jp/category20/>

5 本講座の特典

①充実したフォロー制度

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用します。講座専用ブログでは、以下の2点のフォローを行います。

- (i) コメント欄でのご質問・ご相談受付
講師が直接回答します。
- (ii) 毎回の講義終了後に解く過去問の情報（P14～23 参照）
 - ・テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
 - ・すべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載
 - ・一部の肢の解説（学説問題など）

②シャドウィング用音声データ（松本セレクト条文・申請書）の提供

③記述の推測採点基準（松本作成）の提供

平成 28 年度本試験の直前期に、平成 27 年度本試験の記述の開示請求答案の分析に基づく「推測採点基準（松本作成）」をお送りします。このデータの中には、平成 27 年度の分析だけでなく、平成 26 年度以前の分析に基づくもので、平成 28 年度向けにも有益だと思われる情報も出し惜しみなく記載します。

「平成 26 年度以前の分析に基づくもの」とは、たとえば、以下のような情報です。

- ・これまでの枠ズレの採点方法
- ・商業登記（記述）である欄を書かなかつたら〇〇が 0 点になった
- ・「反対に採点してください」は使っていないのか
- ・細かい書き方（ex. 「同日」は使っていないか）

6 改正への対応（会社法・商業登記法）

テキストだけでなく、過去問、条文の音声データも改正に対応しています。

※テキストの例 1

(2) 社外取締役である旨の登記が必要である場合

社外取締役がいても、原則として社外取締役である旨を登記する必要はないが、以下の場合には、社外取締役である旨を登記しなければならない（改正会社法911条3項21号ハ、22号ロ、23号イ）。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ㊦ ①特別取締役による議決の定めがある場合 ②委員会設置会社の定めがある場合 ③社外取締役等の株式会社に対する責任の制限に関する規定がある場合
(ただし、責任限定契約を結んだ社外取締役だけ登記すれば足りる) |
| <ul style="list-style-type: none"> ㊦ ①特別取締役による議決の定めがある場合 ②監査等委員会設置会社の定めがある場合 ③指名委員会等設置会社の定めがある場合 |

※テキストの例 2

【任期が満了するかどうかの判断基準】

その取締役が、形態変更後の株式会社に対応できるかどうか

取締役は、任期の中途であっても以下の定款変更をすると、任期が満了する（改正会社法332条7項）。

- ① ㊦ 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款変更
- ② ㊦ 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
(理由)
 - ㊦ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社とそれ以外の株式会社では、取締役の権限が大きく異なり、性格・役割にも違いがあるからである。
- ③ 非公開会社が公開会社となる定款変更（㊦ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社がするものを除く）
(理由)

非公開会社が取締役の任期を延長していた場合、公開会社になった後も、任期が延長したままだと、公開会社の取締役の任期を短くしている趣旨を没却するからである。

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法4回目>

ご受講お疲れ様でした。

民法4回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問（NO.2, 3, 5, 7, 8, 10, 25, 32, 35, 36, 41～48, 53～60, 62, 63, 65～72）の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」（※）は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておく、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法4回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくということは構いません。

【NO.2】

※アの根拠は、P28 です。

※イの根拠は、P112 です。取消しは効果を切るからです。追認と異なり、制限行為能力者でも単独ですることができます。そして、取り消すと無効で確定しますので、取消しを取り消すことはできません。

※ウの根拠は、P114 です。Aはまだ未成年者ですので、民法125条の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P113 マル1）。

※エの根拠は、P114 です。Bは行為能力者ですので、パソコンを引き渡した（履行した）ならば、法定追認に当たります（P114）。

※オの根拠は、P27（25）です。

【NO.3】

※アの根拠は、P112 です。絵画は天災により滅失したので、現存利益はないと言えます。

※イの取消しの根拠はP115、無効の根拠はP108 です。

※ウの根拠は、P110 です。

※エの根拠は、P19 です。

※オの根拠は、P28 です。

【NO.5】 2

※1の根拠は、P23です。

※2は、家族法における知識ですが、細かいのでⅡのテキストでも扱いません。余裕がある方は、家族法で利益相反取引を学習した後に拾ってください。家族法で利益相反取引を学習した後に、解説をご覧ください。

※3の根拠は、P86です。

※4の根拠は、P28です。民法21条に「制限行為能力者が」とありますとおり、成年被後見人であっても、詐術を用いた場合には保護されません。

※5の根拠は、P113です。追認すると、有効で確定しますので、取り消せなくなります。

【NO.7】 1

※1は、まだ講義で触れていない知識です。P142・140で扱います。取り消した後の返還請求権は不当利得に基づくものですので、債権です。そして、債権の消滅時効は10年です（P140）。

※2の根拠は、P113です。

※3の根拠は、P23です。

※4の根拠は、P107です。P109の無効行為の追認の話と混同しないでください。取り消すことができる行為は、初めから有効であり（P107）、追認により確定的に有効になるだけです。

※5の根拠は、P112です。

【NO.8】

※アの根拠は、P112です。

※イの根拠は、P113です。

※ウの根拠は、P27（26）です。

※エの根拠は、P112です。

※オの根拠は、P28です。

【NO.10】

※アの根拠は、P35・112です。

※イの根拠は、P35・112です。

※ウの根拠は、P35です。「双方善意」を探してください。Cが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Cは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※エの根拠は、P35です。「双方善意」を探してください。Dが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Dは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※オの根拠は、P35です。「双方善意」を探してください。Dが悪意ですが、その前にB及びCが双方善意ですので、Dは土地の所有権を失わずに済みます。このように、緑で下線

を引いたまたは書き込んだものは、複数の知識や肢に使えますので、有効活用してください。

【NO. 25】 エ

※アの根拠は、P49 です。

※イの根拠は、P51 です。通謀をしたものの間では依然として無効ですので、乙は甲に請求できません。

※ウの根拠は、P71 です。

※エは、まだ講義で触れていない知識です。IIのテキストで扱います。

※オの根拠は、P73 です。

【NO. 32】

※アの根拠は、P65 です。

※イの根拠は、P65 です。沈黙も詐欺になり得ます。

※ウの根拠は、P59 です。

※エの根拠は、P60 です。

※オの詐欺の根拠は P65・108 (115)，錯誤の根拠は P63・108 です。

【NO. 35】

※これも、学説問題です。P60 についての学説問題ですが、少し難しい問題です。学生Aが動機表示説、学生Bが一元的構成説です。学生Aの2つ目の発言である「広くなりすぎないかな」から学生Bが一元的構成説であること、学生Aの3つ目の発言である「動機が表示されているかで区別するから」で学生Aが動機表示説であることがわかります。このように、空欄補充問題は、後半部分まで読み進めないと答えがわからないことが多々あります。空欄補充問題を解くときは、「前半では空欄の答えはわからないだろう」と思って解いてください。

※アの根拠は、P59 です。

※イの根拠は、P59 です。

※ウの根拠は、P60 です。

※エの根拠は、P60 です。

※オの根拠は、P60 です。

【NO. 36】

※アの根拠は、P63 です。

※イの錯誤の根拠は P108 (62)，詐欺の根拠は P108 (112) です。

※ウの錯誤の根拠は P109，詐欺の根拠は P113 です。

※エの錯誤の根拠は P108，詐欺の根拠は P108 (115) です。

※オの錯誤の根拠は P63，詐欺の根拠は P65 です。

【NO. 41】

※このような問題を対話問題といいます。対話問題は、どこで話が変わったかがポイントです。話が変わったら、線を引いて区切ってください。この問題では、エの上の教授の会話に「次に、事例を変えて」とありますので、ここで大きく話が変わっています。「次に、事例を変えて」で始まる教授の会話とその上の学生の会話の間に線を引いて区切ってください。

※アの根拠は、P84 です。

※イの根拠は、P83 です。

※ウの根拠は、P82 です。

※エの根拠は、P92 です。P61 にありますとおり、I のテキストで重過失かどうかの問題となるのは、錯誤だけです。

※オの根拠は、P95 です。オの2つ上の教授の会話で、「過失はあった」とありますので、P95 の「過失はあっても OK」まで聞いています。

【NO. 42】

※アの根拠は、P82 です。

※イの根拠は、P83 です。

※ウの根拠は、P78 です。P78 にありますとおり、代理の効果はすべて本人に帰属しますので、取消権も本人に帰属し、本人は取り消すことができます。

※エの根拠は、P84 です。

※オの根拠は、P86 です。

【NO. 43】 オ

※アの根拠は、P82 です。

※イの根拠は、P85 です。ただし、瑕疵担保責任については、まだ扱っていません、II のテキストで扱います。

※ウの根拠は、P83 です。

※エの根拠は、P104 です。

※オは、テキスト未掲載の知識です。これは、知識として入れる必要はありません。

【NO. 44】 イ（即時取得について）・エ

※使者については、P77 に記載しましたとおり、犬をイメージしながら解いてください。

※アの代理人の根拠は P77 (58)、使者の根拠は P77 (58) です。代理の場合、法律行為に問題点があるかは原則として代理人を基準としますので (P85)、代理人に重過失がなければ錯誤無効を主張できます (P58)。それに対して、使者の場合、法律行為に問題点があるかは本人を基準としますので (P77)、本人に重過失があれば錯誤無効を主張できません (P58)。

※イの代理人の根拠は P77 (175), 使者の根拠は P77 (175) です。これも, アと同じく, 法律行為に問題点があるかは, 代理の場合は原則として代理人, 使者の場合には本人について決するという知識ですが, 即時取得はまだ講義で触れていません。即時取得は, P175~で扱います。

※ウの代理人の根拠は P77, 使者の根拠は P77 です。

※エは, テキストに直接の知識はありません。代理はもちろん代理人に代金額の決定権限を付与することができます (本人が納得すれば OK というのが代理の基本的な考え方です。P78)。それに対して, 使者に代金額の決定権限を付与することはできません。使者については, 犬のイメージから推理してください。犬が代金額を決定することはできないでしょう。

※オの代理人の根拠は P77 (88), 使者の根拠は P77 です。

【NO. 45】

※1の根拠は, P86 です。

※2の根拠は, P99 です。

※3の根拠は, P82 です。

※4の根拠は, P85 です。

※5の根拠は, P85・71 です。

【NO. 46】

※理由も問われている問題です。基本的に理由は問われませんが, このようにたまに問われることがあります。

※イの根拠は, P80 です。

※エの根拠は, P81・92 です。自己契約・双方代理に違反した場合は, 無権代理となります (P81)。無権代理ですので, 追認が可能です (P92)。

※オの根拠は, P81 です。

※クの根拠は, P81 です。

【NO. 47】 イ (即時取得について)・オ

※アの根拠は, P66 です。

※イの根拠は, P86 です。ただし, 即時取得については, まだ講義で触れていません。即時取得は, P175~で扱います。

※ウの根拠は, P85・92 です。無権代理人の責任追及は, 責任追及をする者が善意無過失である必要があります (P92)。そして, 責任追及をする者が代理を利用した場合, 原則として, 善意無過失かは代理人 (本肢の B) を基準にしますので (P85), B に過失があると無権代理人の責任追及をすることはできません。

※エの根拠は, P82 です。

※オは、P52の表の右のマル8ですが、講義で飛ばしたところです。

【NO. 48】

※アの根拠は、P82です。また、P61のふき出しにありますとおり、Iのテキストで重過失かどうかは問題となるのは錯誤だけです。

※イの根拠は、P100です。

※ウの根拠は、P104です。

※エの根拠は、P105です。

※オの根拠は、P97です。

【NO. 53】 イ（類推適用について）

※アの根拠は、P94です。

※イの根拠は、P93です。P93のex2.で申し上げましたとおり、売買代金の入金を6か月間放置しておいたことが黙示の追認に当たるかは微妙です。しかし、「法定追認について定めた規定の類推適用により」という箇所が明確に誤りとなりますので、誤りとなります。

※ウの根拠は、P93です。

※エの根拠は、P97です。

※オの根拠は、P92です。

【NO. 54】

※アは、P93 ex2.で申し上げましたとおり、売買代金の一部を受領することが黙示の追認に当たるかは微妙です（判例などの根拠はありません）。この肢は、辰巳とTACさんは正しいとしていますが、LECさんは誤りとしています。

※イの根拠は、P92です。

※ウの根拠は、P100です。

※エの根拠は、P94です。

※オの根拠は、P92です。

【NO. 55】

※1の根拠は、P93です。

※2ですが、そんな規定はありません。P90の会話にありますとおり、本人は「ラッキー」という理由で追認できます。このように、試験委員が創作した肢を「そんな規定はない肢」と読んでいますが、これについては、テキストに根拠を書き込む必要はありません。

※3の根拠は、P94です。

※4の根拠は、P93です。P93にありますとおり、特約（双方の合意）があれば遡及効（さかのぼる効力）を制限できますが、遡及するかどうかを本人が選べるわけではありません。

※5の根拠は、P93です。追認拒絶をすると、本人に効果が及ばないことに確定します。

【NO. 56】

- ※アの根拠は、P94 です。
- ※イの根拠は、P93 です。
- ※ウの根拠は、P93 です。
- ※エの根拠は、P95 です。取り消すと、無効で確定します (P95)。
- ※オの根拠は、P93 です。

【NO. 57】

- ※1の根拠は、P99 です。
- ※2の根拠は、P94 です。
- ※3の根拠は、P94 です。
- ※4の根拠は、P92・93 です。丙が悪意ですので、乙に無権代理人の責任追及をすることもできません (P92 マル4)。
- ※5の根拠は、P92 です。

【NO. 58】

- ※アの根拠は、P96 です。
- ※イの根拠は、P97 です。
- ※ウの根拠は、P96 です。
- ※エの根拠は、P97 です。
- ※オの根拠は、P98 です。

【NO. 59】

- ※アの根拠は、P96 です。
- ※イの根拠は、P97・92 です。本問冒頭の3~4行目に「Cには…過失がある」とありますので (ア~オだけではなく、問題冒頭の記載もよく読んでください)、Cは無権代理人の責任追及 (履行または損害賠償請求) をすることはできません (P92)。
- ※ウの根拠は、P96 です。
- ※エの根拠は、P96 です。
- ※オの根拠は、P97 です。

【NO. 60】 2・4・5

- ※P96の2つ目の事例についての判例の見解を基にした学説問題です。学説問題については、テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。
- ※1の根拠は、P96 です。無権代理人の相続分の限度で当然に有効になるわけではありません (P96)。無権代理人以外の相続人が追認しない限り、無権代理行為は有効にはなりません。
- ※2は、(準)共有しているものの処分は全員でしなければならない (民法 251 条) という

知識から考えますが、まだ講義で扱っていません。P227 で扱います。

※3の根拠は、P96 です。

※4は、「相手方は無権代理人の責任追及ができるから、当然に有効とならなくてもいいだろう」と言いたいわけですね。

※5は、全員が追認した場合には、有効になりますので、無権代理人の責任追及はできなくなります (P92 要件マル2)。これは、この見解と矛盾するものではありません。

【NO. 62】

※P100 に関する学説問題です。この問題は、次回の講義冒頭で解説します。なお、講義では「過去問を解くまで、P100 の記載はご覧にならないでください」と申し上げましたが、解いたあとはご覧いただいて結構です。また、本問については、『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』(黄色い本) のP273~278 に解法(解き方)があります。P100 をご覧になりながら、上記の書籍の解法(解き方)をご覧ください。

※アの根拠は、P100 です。

※イの根拠は、P100 です。

※ウの根拠は、P100 です。

※エの根拠は、P100 です。

※オの根拠は、P100 です。

【NO. 63】

※P100 の判例の見解を基にした、学説問題です。なお、講義では「過去問を解くまで、P100 の記載はご覧にならないでください」と申し上げましたが、解いたあとはご覧いただいて結構です。

※アの根拠は、P100 です。

※イの根拠は、P100 です。

※ウの根拠は、P100 です。

※エの根拠は、P100 です。

※オの根拠は、P100 です。

【NO. 65】

※アの根拠は、P107 です。

※イの根拠は、P108・115 です。

※ウの根拠は、P62・51 です。P62 や P51 の場合があります。

※エの根拠は、P109・93 です。

※オの根拠は、P115 です。

【NO. 66】 イ

※アの根拠は、P115 です。

※イは、テキスト未掲載の知識ですので、知識として補充してください。まだ債権譲渡を詳しく学習していませんので債権譲渡をⅡのテキストで学習した後でお読みいただければ結構ですが、債権譲渡がされた場合には、追認の相手は、譲受人ではなく、譲渡人とされています（大判大 14. 3. 3）。

※ウの根拠は、P115 です。P114 のふきだしの判断基準を思い出しながら解いてください。単に正誤を判断することにたいした意味はありません。それよりも、形を変えて出題されても大丈夫なように、判断基準（本試験で行う思考）が思い出せるように練習することに意味があります。

※エの根拠は、P115 です。P114 のふきだしの判断基準を思い出しながら解いてください。単に正誤を判断することにたいした意味はありません。それよりも、形を変えて出題されても大丈夫なように、判断基準（本試験で行う思考）が思い出せるように練習することに意味があります。

※オの根拠は、P114 です。

【NO. 67】

※アの根拠は、P27（25）です。

※イの根拠は、P114 です。保佐開始の審判が取り消されていますので、民法 125 条の「追認をすることができる時以後」に当たります（P113 マル 1）。

※ウの根拠は、P94 です。狭義の無権代理の場合、本人は何も関係がありませんので、確答を発しなくても追認（有効）にはならず、追認拒絶（切る）となります。

※エの根拠は、P114 です。詐欺に気付いていませんので、民法 125 条の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P113 マル 1）。

※オの根拠は、P96 です。

【NO. 68】

※アの根拠は、P117 です。

※イの根拠は、P117 です。

※ウの根拠は、P118 です。

※エの根拠は、P118 です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同様に、論理的に考えて判断します。

※オの根拠は、P119 です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同様に、論理的に考えて判断します。

【NO. 69】 2

※ 1 の根拠は、P117 です。

※ 2 は、P117 にありますが、講義で飛ばしたところです。

※ 3 の根拠は、P119 です。

※4の根拠は、P117です。

※5の根拠は、P119です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断してください。本試験でも同様に、論理的に考えて判断します。

【NO. 70】

※アの根拠は、P122です。

※イの根拠は、P120です。

※ウの根拠は、P119～120です。

※エの根拠は、P121です。

※オの根拠は、P120です。

【NO. 71】

※アの根拠は、P116・122です。

※イの根拠は、P117です。

※ウの根拠は、P120です。

※エの根拠は、P122です。

※オの根拠は、P117です。

【NO. 72】 2つ目の空欄・4つ目の空欄

※よくねられた良問です。ただし、贈与と使用貸借については、Ⅱのテキストで扱うので、その点は難しかったかもしれませんが。まだわからなくても結構です。

※1つ目の空欄の根拠は、P122です。

※2つ目の空欄ですが、不確定期限付きということは、返すことが確実ですので、贈与ではなく、使用貸借となります。この肢は、過去問番号をテキストに書き込む必要はありません。

※3つ目の空欄の根拠は、P117です。

※4つ目の空欄ですが、学生Bが最後に「君のように考えると…Xの相続人が住宅の所有権を取得する」と言っています。Ⅱのテキストで扱う知識ですが、使用貸借ですと、借主の死亡によって終了するので（民法 599 条）、使用貸借ではなく、贈与となります。また、そもそも、使用貸借は借り手（本問のX）に所有権はありません。この肢は、過去問番号をテキストに書き込む必要はありません。

※5つ目・6つ目の空欄は、過去問番号をテキストに書き込む必要はありません。

次回の講義もよろしくお願いたします。

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』(自由国民社)
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』(すばる舎)
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』(日本実業出版社)
		『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』(日本実業出版社)
ネット メディア	「All About」で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ホームページ	「リアリスティック司法書士試験」 http://shihousyoshi.sakura.ne.jp/	
ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 http://sihousyosisikenn.jp/	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	
Twitter	松本 雅典 (司法書士試験講師) @matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F

TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町670 京都フクトクビル6F

TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F

TEL092-726-5040（代表）

宇都宮校：〒320-0811 宇都宮市大通り1-2-5 国際情報ビジネス専門学校内（受付2階）

TEL028-600-4877

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階

穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335

高松校：〒760-0021 高松市西の丸町14-10 穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL087-822-3313

鹿児島校：〒892-0842 鹿児島市東千石町19-32 鹿児島情報ビジネス専門学校内

TEL099-223-8400